

# 標津町妊婦のための支援給付金のご案内

令和7年4月より、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付事業」が創設され、認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が支給されます。

## 対象者（申請できる人）

### 申請及び届出時点で標津町に住民票がある妊婦、もしくは産婦

※産科医療機関で医師等による「胎児心拍」の確認が必要です。

胎囊の確認ができていても胎児心拍が確認されていない場合や妊娠の継続が実質的に困難な子宮外妊娠は、胎児心拍が確認されたとしても本給付認定の「妊娠」とは認められません。

※流産、死産、人工妊娠中絶となった場合でも支給対象となります。

妊娠未届出(母子手帳交付前)で、流産・死産の前に医師が胎児心拍を確認している場合は、医師による診断書等の提示をもって妊婦給付認定対象者となり、1回目・2回目の申請が可能となります。

※複数の胎児心拍の確認があれば、万が一、出産に至らなかった場合でも胎児の数の届出をしていただき、その数に応じて支給いたします。

## 支給額

- ・ 1回目 妊婦であることの認定後…5万円
- ・ 2回目 妊娠した子どもの数の届出後…妊娠している子どもの人数につき5万円

※他市町村で妊婦給付認定を受けた方が標津町に転入された場合は、改めて標津町で認定を受ける必要があります。なお、1回目の給付を他市町村で既に受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。

## 申請について

### 1 申請方法

下記の時期に申請書をお渡ししますので必要事項をご記入の上、子育て支援担当までご提出(ご返送)ください。

- ・ 妊婦であることの認定 ~妊娠届出受理後に郵送します。
- ・ 妊娠した子どもの数の届出 ~出生届出受理後に郵送します。



### 2 申請に必要なもの

- ① 妊婦給付認定申請書(1回目)、胎児の数の届出書(2回目)
- ② 受取口座名義・番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

※受け取りする通帳口座は、妊婦もしくは産婦の名義であることが必要です。

※1回目の時と違う通帳口座の場合や転入されてきた場合には、通帳またはキャッシュカードの写しが必要です。

## 給付時期

給付金は、申請書(届出書)に記載された口座に申請後1ヶ月程で振込します。

お問い合わせ先 標津町保健福祉センター 子育て支援担当

☎ 82-1515 (内線 515)